

2015年

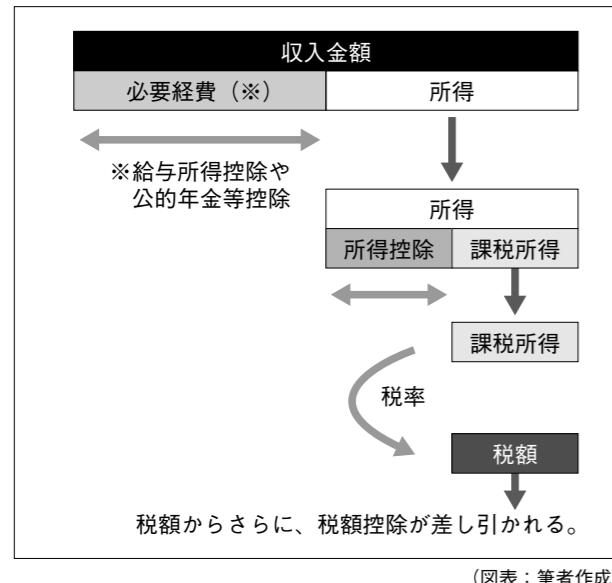
税務申告をマスターする!

<後編>

確定申告の基本と2015年からの変更点

田中卓也 税理士事務所代表 税理士・CFP®認定者 田中卓也

図表1 所得税計算の流れ



の3月15日までに確定申告すると
いうことになっている。そのため、
公的年金受給者でも、下記の人は、
両方の所得を合算しないと「年収
が確定していること」にならな
いので、確定申告の対象者となる。
・公的年金受給額のある人
・公的年金受給額のほかに保険の
満期金を受け取った人
一方、「確定申告をしたほうが

よい人」とは、次のような人を指
す。
・年末調整で対象項目ではない雑
損控除・医療費控除・寄附金控除
の適用を受けられる人
・はじめて住宅ローン控除の適用
を受ける人
・年の中途で退職したため、年末
調整の対象から外れ、適用を受け
られる所得控除があるものの適用
を受けていない人

こちらのポイントは適用を受け
られる所得控除や税額控除が未済
のままになっている人であり、上
記はあくまで例示と捉えたほうが
よいだろう。

給与所得者の場合であれば給与
所得控除額、公的年金受給者であ
れば公的年金等控除額といったよ
うに収入金額から必要経費を差し
引き所得金額を算定するまでは違
いがないが、所得金額から所得控
除を差し引き課税所得金額を算定

する段階で所得控除の適用漏れが
あつたり、また、課税所得に税率
が課され税額が算定されたあとに、

そこから差し引ける税額控除があ
つたりする場合(図表1参照)など
は税額が少なくなることもある。
そういう人は、積極的に確定申
告を行うといいだろう。適用漏れ
となつていても所得控除や適用漏れ
となつていても所得控除や適用漏れ
地がある人が「確定申告をしたほ
うがよい人」と言つてよいだろう。

●確定申告をしなければならない人

と確定申告をしたほうがよい人
事業所得者や不動産所得者が給

与所得者や公的年金受給者が大き
く違うのは、それぞれの収入金額
から必要経費を差し引いて所得を

算定しなくてはならない点だ。
給与所得者の場合であれば「給
与所得控除額」、公的年金受給者
であれば「公的年金等控除額」と
いうように、いわば給与所得者に
おける必要経費、公的年金受給者
における必要経費といつたものは

原則法定されているので、そこで
納税者の恣意が入り込む可能性は
少ないと考える。

しかし、確定申告の基本は「年
収が確定していること」が条件な
ので、給与所得者であつても下記
のような項目にあてはまる方は、
「確定申告しなければならない人」

に該当する。

・給与所得・退職所得以外の所得
が20万円を超える人

・2箇所以上の勤務先から給与の
支給を受けている人

この2つの要件は1箇所の給与
では「年収が確定していること」
には該当しない。また、雑損控除
や医療費控除、寄附金控除、住宅
ローン控除の初年度適用者といっ
た項目がない通常の給与所得者で
あれば、年末調整で処理が完了す
る。

一方で、給与等の収入金額(一
般的には年収を指す)が2000
万円を超える人は、自動的に年末
調整の対象者から外れるので「確
定申告をしなければならない人」
になる。

このように、所得税の大原則は
年に所得の状況に応じて、翌年
に該当する。

PART 2 所得控除のココに注意!

①雑損控除

次に、どういった原因で所得控
除の適用漏れが生じてしまうのか、
あるいはどのようなことが原因で
誤った所得控除がなされてしまう
のかを控除ごとに見ていくとともに
に、最近トピックになる多くの多
い「ふるさと納税」を行つた人の
申告手続きのポイントについて整
理する。

★雑損控除の対象となるも
の、ならないものに注意!

資産(生活に通常必要でない資
産や事業用資産等を除く)につい
て災害、盗難、横領により損失を
生じた場合や災害等に関連するや

PART 1 確定申告の基本